

尼崎市がん予防・がん検診促進にかかる企業連携実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん検診の受診率の向上により、がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、がんによる死亡者を減少させ市民の健康寿命の延伸を図るために、尼崎市と企業及び団体（以下「企業等」という。）と協定を締結し、連携及び協力してがんの予防に向けた啓発活動やがん検診の受診を促進することを目的とする。

(対象企業等)

第2条 対象は、市内に本店、支店または営業所等があり、がん予防やがん検診の促進活動に積極的であり、次に掲げるいずれかの要件に該当する企業等とする。

- (1) 業務内容とがん検診の普及啓発活動等が関連性のある企業等
- (2) 市民と接する窓口等を多数有する企業等
- (3) その他、提案する取組みが市民のがん検診の受診促進に大きな効果があると認められる企業等

(申込み)

第3条 協定を締結しようとする企業等の代表者は、市長に「尼崎市がん予防・がん検診促進連携協定申込書（様式1）」（以下「申込書」という。）を提出する。

(協定の締結)

第4条 市長は、提出された申込書の内容を確認及び審査し、適当であると認めたときは、尼崎市がん予防・がん検診促進連携協定を締結する。

- 2 協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに市または市と協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）から協定終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降同様とする。

(連携事項)

第5条 協定企業等は、次の掲げる取組みのいずれかを行う。

- (1) 従業員及びその家族に対するがん検診の受診勧奨
- (2) 顧客窓口等におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん予防の啓発やがん検診の受診勧奨
- (3) がん予防やがん検診の受診啓発のための市民向けイベントの実施
- (4) その他、がん検診の受診啓発やがん予防に関わる積極的な取組み

(市の支援)

第6条 市は、協定企業等の求めに応じ、取組みに必要ながん検診に関する情報を提供するなど協力を行うほか、市のホームページや市報あまがさき等に企業等の名称や取組み内容を掲載する。

- 2 協定企業等は広告等に「尼崎市がん予防・がん検診促進連携協定締結企業」である旨等を表示

することができる。

(取組状況の報告)

第7条 協定企業等は、当該年度の取組み状況を、翌年度の4月末までに「尼崎市がん予防・がん検診促進連携協定報告書（様式2）」により市に報告するものとする。

(協定の変更及び解除)

第8条 市または協定企業等のいずれかが、協定内容の変更または解除を申し出たときは、当事者間の協議により、協定の変更又は解除を行うものとする。

2 市及び協定企業等は、相手方が法令又は協定の趣旨に反すると認めた場合は、協定を解除することができるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。